



2024/08/02 09:27 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年2月22日	不動産番号	3300000228863
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	熊本市花園二丁目			[余白]	
	熊本市西区花園二丁目			平成24年4月1日区制施行 平成24年6月27日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
688番24	宅地	74:38		[余白]	
104番	[余白]	[余白]	:	①変更 〔昭和50年6月2日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日	
104番1	[余白]	56:54		③錯誤 ①③104番1、104番2に分筆 〔平成26年6月16日〕	

権 利 部 ( 甲 区 ) ( 所 有 権 に 関 す る 事 項 )			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和58年12月21日 第53867号	原因 昭和58年12月21日売買 所有者 熊本市花園二丁目5番22号 前 田 優 喜 晴 順位6番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成12年5月30日 第15720号	原因 平成1年3月28日住所移転 住所 熊本市花園二丁目7番22号
付記2号	1番登記名義人住所変更	平成26年6月25日 第31309号	原因 平成26年6月10日住所移転 住所 熊本市北区飛田一丁目16番12号
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日
2	所有権移転	平成26年6月25日 第31310号	原因 平成26年6月25日売買 所有者 熊本市西区花園二丁目7番22号 西 山 節 子

権 利 部 ( 乙 区 ) ( 所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項 )			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和58年12月21日 第53868号	原因 昭和58年12月21日金銭消費貸借同 日設定 債権額 金1,100万円 利息 月0.79% 損害金 年14.6%(年365日日割計算) 債務者 熊本市花園二丁目5番22号 前 田 優 喜 晴 抵当権者 東京都千代田区霞が関三丁目7番1 号 相銀住宅ローン株式会社 共同担保 目録(2)第1351号 順位7番の登記を移記
付記1号	1番抵当権移転	平成9年5月7日 第15544号	原因 平成8年10月1日債権譲渡 抵当権者 東京都中野区本町二丁目46番1号 株式会社住宅金融債権管理機構
2	賃借権設定請求権仮登記	昭和58年12月21日 第53869号	原因 昭和58年12月21日設定予約 借賃 1月1㎡当たり10円 支払期 毎月末日 存続期間 3年 特約 譲渡、転貸ができる 権利者 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号 相銀住宅ローン株式会社 順位8番の登記を移記
	[余白抹消]	[余白抹消]	[余白抹消]

	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年2月22日
3	2番仮登記抹消	平成9年5月7日 第15545号	原因 平成8年9月30日解除
4	抵当権設定	平成12年5月30日 第15721号	原因 平成12年5月30日保証委託契約に基づき求償債権同日設定 債権額 金630万円 損害金 年18・25% (年365日日割計算) 債務者 熊本市花園二丁目7番22号 前田 優喜晴 抵当権者 福岡市博多区博多駅東一丁目10番26号 九州総合信用株式会社 共同担保 目録(注)第6939号
5	1番抵当権抹消	平成12年6月8日 第16706号	原因 平成12年5月30日弁済
6	4番抵当権抹消	平成21年3月11日 第5533号	原因 平成20年5月2日放棄

- \* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- \* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。